

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い

山口県

県では、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するとともに、社会保険等への加入徹底の観点から、設計労務単価について約3%引き上げることとし、例年4月の改定時期を前倒しして平成30年3月1日から適用することとしました。

ご承知のように、公共工事発注機関においては、平成26年6月に改正された品確法等の趣旨を踏まえ、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保・育成に配慮しつつ、発注関係事務の適切な実施に取り組んでいるところです。

また、県では「将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業の構築」に向け、総合的な人材の確保・育成の支援や適正な競争環境の整備等に取り組んでいるところです。

県としましては、新労務単価の上昇が、確実に技能労働者の隅々まで賃金の引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されることが重要と考えています。

ついては、引き続き、下記事項について適切に対応していただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 自社における技能労働者への適切な水準の賃金の支払及び社会保険等への加入徹底
- 2 技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険等への加入相当額を適切に含んだ額による下請契約の締結
- 3 下請企業に対する、技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請、社会保険等への加入及び標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導

【平成30年3月1日以降適用】